

◇新潟県文化振興基金条例（新潟県条例第1号）

- 1 基金の設置  
文化の振興に係る事業の財源に充てるため、新潟県文化振興基金を設置することとしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第2号）

- 1 費用弁償の対象の見直し  
新潟県議会会議規則の改正に伴い、議会又は委員会等に出席した場合の費用弁償について、同規則の規定によりオンラインによる方法によって発言その他の行為をし、委員会に出席したものとみなされた場合を対象としないこととしました。(第8条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第3号）

- 1 収支報告書の提出のオンライン化  
地方自治法の改正に伴い、政務活動費に係る収入及び支出の報告書の提出については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとしました。(第14条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県公立学校情報機器整備基金条例（新潟県条例第4号）

- 1 基金の設置  
県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、新潟県公立学校情報機器整備基金を設置することとしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。